

入札時における社会保険等の加入状況の審査について

三重県では、平成 26 年 10 月 1 日以降公告にかかる工事について、社会保険等への加入を入札参加資格要件とする予定ですが、当面の間における審査については下記のとおり行うこととします。

記

1. 審査時期：参加資格事後審査時に審査を行います。（将来的には、事前条件審査項目とします。）
2. 審査方法：入札時に提出していただく別紙社会保険等加入状況申告書及び添付資料で審査を行います。
3. 添付資料：
 - ① 社会保険等に加入している場合（適用除外も含む）
最新の経営規模等評価結果通知書の写しを添付してください。
 - ② 直近の経営事項審査受審以降に社会保険等に新たに加した場合
最新の経営規模等評価結果通知書の写しに加え、社会保険等に加入したことがわかる資料の写し（証明書等）を添付してください。
4. 社会保険等に加入したことがわかる資料：（経営事項審査申請の手引き引用）
 - ① 雇用保険の加入は、審査基準日以降で年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面（概算・確定保険料申告書及び領収書の写し、保険料納付済証明書等）により確認します。
※労働者を 1 人以上雇用する事業所は、その業種、規模等を問わず、原則適用事業所となり、その事業主は、労働保険料の納付、雇用保険法の規定による各種の届出等の義務を負います。
<参考HP：ハローワークインターネットサービス>
<https://www.hellowork.go.jp/index.html>
 - ② 健康保険、厚生年金保険加入は、それぞれ審査基準日以降に保険料を納付していたことを証する書面（納付告知書兼領収書の写し、保険料納付済証明書等）により確認します。（ただし、入札参加申請日の直近のものに限る。）
健康保険の被保険者となるべき従業員が承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康に加入している場合は、健康保険は適用除外として扱います。
<参考HP：日本年金機構>
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>